会社法改正法（日本語訳）

（2022 年 3 月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

プノンペン事務所

ビジネス展開・人材支援部

会社法改正法（日本語訳）の作成にあたって

2022 年 1 月 29 日に会社法改正法が施行されました。
同改正法では、個人事業に関する規定の追加、カンパニーセクレタリー制度の導入、1 株あたりの金額及び発行株式数に関する規定の撤廃、清算時における清算人の必要的設置及び清算人の資格の限定、国内支店に関する規定の追加等、重要な改正が含まれています。
もっとも、改正された部分に対応する実務は、本日本語訳作成日現在、本改正に追い付いていない状況ですので、最新の実務の状況や改正に対応する省令等の情報に注意が必要です。

第一章
一般条項

第１条
本法律は、カンボジア王国において事業を営む、個人事業、パートナーシップ及び会社を企業の形態として定義する。パートナーシップは、一般パートナーシップ及び限定パートナーシップからなる。会社は、私的有限責任会社及び公開有限責任会社からなる。

第２条
本法律において用いられる重要な用語は、以下の通りである。
⑴ 者とは、自然人または法人をいう。
⑵ 事業家とは、定業として事業を営む者をいう。
⑶ 登記官とは、商業登記法に従って任命された登記官をいう。
⑷ 商業登記上の事務所とは、商業登記法に従って設置された事務所をいう。
⑸ 子会社とは、親会社たる他のパートナーシップ又は会社に支配される、パートナーシップ又は会社をいう。
① パートナーシップの場合、その親会社たるパートナーシップは子会社のパートナーシップの持分の過半数を保有する。
② 会社の場合、その親会社たる会社は子会社たる会社の議決権付き株式の過半数を保有する。
⑹ カンパニーセクレタリーとは、会社に選任され、会社の商務に関わる文書を受領及び保管する権限を有する自然人をいう。

第３条
１ 個人事業、パートナーシップ及び会社は、カンボジア王国内に、商業登記上の事務所を常設しなければならない。会社は、カンボジア王国の永住するカンパニーセクレタリーを置かなければならない。
２ 個人事業、パートナーシップ及び会社は、その登記上の事務所所在地、または、登記上の事務所所在地と連絡用の場所が異なる場合は両者を登記官に届け出なければならない。
３ 会社は、登記官にカンパニーセクレタリーの名前を届け出るものとし、カンパニーセクレタリーは、その役割を果たすことができるだけの身体的能力及び行為能力を有する自然人でなければならない。カンパニーセクレタリーは、会社を代理して、裁判所からの呼出状及び召喚状、並びに、公文書及び文書を受領する権限を有する。
４ 個人事業及びパートナーシップは、登記上の事務所の情報に変更があった場合、当該変更が生じてから１５営業日以内に、登記官に当該変更について届け出るものとする。会社は、商業登記上の事務所又はカンパニーセクレタリーの情報に変更があった場合、当該変更が生じてから１５営業日以内に、登記官に当該変更について届け出るものとする。
５ 全ての個人事業及び本法律に基づいて設立された法人には、カンボジア王国の法律が適用されるものとする。

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第４条
１　会社は、法律上その他の方法が定められていない限り、その営業時間中、法律上、送付が必要な文書及び情報を会社に送付するために、カンパニーセクレタリーを利用可能な状態にしておかなければならない。
２　法律上その他の方法が定められていない限り、文書及び情報は、その営業時間中に、個人事業主又はパートナーシップに送付されるものとする。法人が一般パートナーシップの場合、文書及び情報は、パートナーに送付することができる。法人が限定パートナーシップの場合、文書及び情報は、一般パートナーに送付することができる。法人が会社の場合、文書及び情報は、その取締役に送付することができる。
３　文書を上記方法によって送付することができない場合、文書は、登記官に送付することができ、当該登記官は当該個人事業、パートナーシップまたは会社に対して、当該文書を登記上に記載された当該企業の最新の所在地に送付しなければならない。何らかの方法によって登記官が送付した文書は全て、当該個人事業、パートナーシップ又は会社に送付されたものとみなされるものとする。

第５条
１　個人事業、パートナーシップ及び会社は、クメール語の商号を用いなければならない。クメール語の商号は、該当する場合、他の言語よりも上部にかつ二倍の大きさで表記されなければならない。個人事業及び企業の商号の意味の他の言語への翻訳は、これを禁ずる。クメール語及びその他の言語による商号は同じ音を有していなければならない。
２　個人事業、パートナーシップ及び会社は、クメール語の商号を、印章、レターヘッド、書式及び公文書、並びに、カンボジア王国の領土、領海及び領空における広告の上部に表示しなければならない。パートナーシップ及び会社は、カンボジア王国外では、その他の言語による商号を使用し、決定することができる。

第二章
個人事業及びパートナーシップ
第一節
個人事業及び一般パートナーシップ

A. 個人事業及び一般パートナーシップの設立

第８条の２
１　個人事業とは一人の自然人からなる企業をいい、個人事業主の財産は当該個人事業の資産となる。
２　個人事業主とは事業家をいう。
３　申告納税方式において納税者として分類される個人事業は、これを商業登記に登記しなければならない。
４　個人事業の商号には、その末尾又は下部に「個人事業」という文言又はその略語が含まれなければならない。
５　個人事業の義務及び責任は、その個人事業主の直接責任であり、その個人資産について無限責任を負う。個人事業はその定款及び社内規則を作成することを要しない。個人事業は、個人事業主と別個の法人格を有しない。

E. 個人事業及び一般パートナーシップの解散・清算

第５３条の２
１　個人事業主は、いつでもその企業を解散することができる。
２　個人事業は次に掲げる事由によって解散する。
・　自由意志によって

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

・　個人事業主の死亡によって
・　裁判所の裁判によって

３　自由意志又は個人事業主の死亡を理由とする個人事業の解散の手続きは、適用法令に基づいて、商業省令でこれを定める。

第５９条

１　一般パートナーは、登記官に対して所定の書式による解散通知を提出し、清算人を任命するものとする。

２　清算人は、ノンバンク金融サービス庁の会計監査監督局が免許を付した会計及び／又は監査事務所でなければならない。

３　一般パートナーは、直ちに、連続した４週間の間、その一般パートナーシップの登記上に記載された事務所の所在地において発行又は流通しているカンボジア王国のカンボジア語で記載された新聞、又は、商業省令が定めるその他の出版物において、解散通知を行うものとする。新聞によって行う解散通知は、商業省令によってこれを定める。

第６２条

清算人は、清算結了後５年間、一般パートナーシップの会計帳簿、財務諸表及びその他の記録を保存するものとする。清算人は、証拠として必要とされる場合、それよりも長い期間、会計帳簿、財務諸表及びその他の記録を保存するものとする。

第三章
私的公開有限責任会社・公開有限責任会社
第一節
一般条項

第８７条

公開有限責任会社とは、法によって公に証券を発行することができる会社形態を取る。公への証券の発行は、適用法令に基づいて行われなければならない。

第二節

B. 会社の権利能力・権利

第１０１条

会社は、以下の場合にのみ、カンボジア国籍の会社とみなされるものとする。

⒜　会社がカンボジア王国内に事業拠点及び登記上の事務所を有している

⒝　商業登記に登記された定款上、カンボジア国籍を有する自然人又は法人が会社における５１％以上の議決権付き株式を保有している

第１０６条

会社債務を保証する会社又は個人は、次に掲げる事由を、会社と取引を行う第三者、又は、会社から権限を付与された第三者に対する義務から免れるための抗弁として用いることができない。ただし、当該第三者が当該事実について知っていた又はその地位や会社との関係上、知っていたはずである場合は、この限りでない。

⒜　定款及び社内規則が遵守されていないこと

⒝　商業省企業管理官に対する直近の通知において取締役として名前が記載されている者が、当該会社の取締役ではないこと

⒞　商業省企業管理官に対する直近の通知において登記上の事務所として記載されている場所が、当該会社の実際の商業登記上の事務所ではないこと

⒟　会社の取締役、従業員又はカンパニーセクレタリーである者が、実際は選任されていな

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

い、又は、当該会社の実務上の任務を遂行する権限を有していないこと
⑹　会社の取締役、執行役もしくはカンパニーセクレタリーによって発行された文書が、無効であること又は公式なものでないこと
⑹　貸付及び保証、財産の売却、賃貸借または交換が承認されていないこと

C. 事務所・記録・帳簿と記録

第１１０条
１　会社の株主、債権者、カンパニーセクレタリー及び法的代理人並びに商業省企業管理者は、当該会社の通常の営業時間の間、定められた全ての文書を調査することができ、無償でこれを謄写することができる。
２　会社が公開有限責任会社の場合、全ての者は、合理的な金額の手数料の支払いをもって、全ての文書を謄写することができる。

第１１４条
会社及びカンパニーセクレタリーは、会社の会計帳簿、財務諸表及びその他の記録を注意深くかつ定期的に保管及び保護し、適切に保守しなければならない。

第１１５条
取締役、執行役又はカンパニーセクレタリーが会社を代理して締結する文書または契約は、たとえ社印がそれら書面に押されていなかったとしても、有効である。

D. 取締役・執行役員

第１３７条
次に掲げる契約を除き、利害関係を有する取締役は全て、当該契約を承認する決議において議決権を行使することができない。
⑹　会社もしくは支店に対する貸金債務の保証又は会社もしくは支店の債務の引受け
⑹　取締役が会社もしくは支店の取締役、執行役、従業員又はカンパニーセクレタリーの報酬を主とする契約
⑹　損害賠償又は保証としての契約
⑹　支店との契約

E. 株式と配当

第１４４条
定款に株式の種類についての定めがない場合、会社の株式は１種類のみとする。これらの株式を保有する株主の権利は、平等であり、次に掲げる権利が含まれる。
⑴　全ての株主総会における議決権
⑵　配当金を受け取る権利
⑶　清算完了時における残余財産を取得する権利

第１４７条の２
１　その個人情報が定款に記載されることを望まない会社の株主は、自らを代理して行動する代理人を指名することができる。このような代理人の指名は、株主及び自然人又は法人である代理人との間の契約を通じて行うものとする。このような契約を株主代理契約という。
２　株主の個人情報及び株主代理契約は、これを商業省に届け出るものとする。この情報及び株主代理契約の届出に関する条件、書式及び手続きは、これを省令で定める。

F. 証券保証書・有価証券記入帳・証券の譲渡

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第１６１条
本第二節において用いられる用語は、以下の通り定義される。
⑴ 善意の購入者とは、異議が申し立てられたことを知らずに、無記名証券又は記名証券の交付を受けた購入者をいう。
⑵ 仲介人とは、証券の売買に従事する者で、関係事業の取引において第三者のために行動する、第三者から証券を購入する、又は、第三者に対して証券の売却をする者をいう。
⑶ 交付とは、任意に占有を移転することをいう。
⑷ 真正とは、偽造又は変造がないことをいう。
⑸ 証券所持者とは、会社が発行した定款に定める証券を所持する者をいう。
⑹ 追加発行とは、発行者が定款又は特約で発行を認められた証券数の上限を越えて、証券を発行することをいう。
⑺ 購入者とは、売却、質入れ、抵当、発行、再発行、贈与によって証券から又はその他任意の商事取引から利益を得る者をいう。
⑻ 証券とは、次に掲げ得る各条件を充たす、会社によって発行される文書をいう。
⒜ 記名式である
⒝ 広く証券取引所もしくは市場で取引されている、発行された分野で広く認識されている、又は、投資の手段として取引されている形式である
⒞ 文書の種類又はシリーズに分類される証券の種類又はシリーズ
⒟ 会社の株式、配当又はその他の会社に関する権利もしくは債務についての証拠
⑼ 移転とは、法律に基づく送付を含む移転をいう。
⑽ 無権署名者とは、偽造を含む、無権限で行為を行った者をいう。

第１７４条
証券に関する訴訟において、
⒜ 必要な場合、特段の明示の否認がない限り、全ての証券上の署名は認められる。
⒝ 全ての証券上の署名は、真正、かつ、権限に基づくものと推定される。ただし、署名の有効性が争われた場合、証明責任は、請求を行ったものがこれを負うものとする。
⒞ 署名の真正である又は確立されている場合、被告は反対証拠を提示する、又は、当該証券の無効を証明しない限り、証券の所持人は、証券の提示によって、証券に関する権利を認められる。
⒟ 被告が反対証拠を提示した又は証券が無効であることを証明した場合、原告はこれに対して反論しなければならない。

第１９２条
１ 理由を問わず（その者が制限能力者である場合を含む）、証券がある者から不適法に移転された場合、その者は、善意の購入者を除く、いずれの関係者に対しても、次に掲げる行為を求めることができる。
⑴ 当該証券の返還
⑵ 元の証券上の権利と同じ権利の全部又は一部を有する、新たな証券の取得
⑶ 損害賠償請求
２ 証券の返還請求権は明確に行使されなければならない。それにより、当該証券の移転は制限され、訴訟が終結するまでの間、当該証券は保管され、失権する。

第１９５条
１ 記名証券が移転された場合において、次に掲げるとき、その発行者は、その移転を登録しなければならない。
⑴ 税務に関する法令が適用されるとき
⑵ 移転が適法に行われた、又は、真の購入者に対して移転されたとき
２ 発行者は、前項の場合において、証券の移転について登録しなければならないとき、登録のために証券を呈示した者に対し、登録の非合理的な遅延、登録できないこと又は登録の拒絶することから生じる全ての損失について責任を負う。

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

I. 財務情報の開示

第２２５条
　株主、カンパニーセクレタリー及び法的代理人は、会社の通常の営業時間の間、年次財務諸表を閲覧し、無償でこれを謄写することができる。

第２３４条（監査役の権限・義務）
１　監査役は、本法律が求める財務諸表について、株主に対して報告する必要と認める点について調査を行わなければならない。
２　監査役の要求により、現職もしくは以前の取締役、執行役、従業員、又は、カンパニーセクレタリーは、監査役がその職務遂行のために必要と認める、情報、説明、並びに、会計帳簿、財務諸表及びその他の記録の提供を行うものとする。
３　監査役は、会社の費用で、全ての株主総会について通知を受け、監査役としての役割に関する事項について知るために株主総会に出席する権利を有する。
４　取締役又は株主（当該株主総会における議決権の有無を問わない。）が、株主総会の 10 日以上前に、現職又は以前の監査役に対して招集通知書を送付した場合、当該現職または以前の監査役は、会社の費用で、当該株主総会に出席し、監査役の職務に関する質問に回答しなければならない。

L. 解散・清算

第２５５条
１　会社は、解散趣旨証明書発行後、以下に掲げる事項を行わなければならない。
- 資産の回収
- 株主に分配することができない現物資産の保管
- 全債務の履行
- 清算のために必要なその他全ての活動の実施
- 清算人の選任

２　清算人は、株主の決定によって選任されるものとする。清算人は、ノンバンク金融サービス庁の会計監査監督局が免許を与えた会計及び／又は監査事務所でなければならない。
３　会社は、清算通知を受領し、全債務を履行し、会社の活動を停止した後、権利を有する株主に対して、金銭か物品にかかわらず、残余財産を分配するものとする。
４　清算人は、清算結了から５年間以上、当該清算会社の会計帳簿、財務諸表及びその他の記録を保管するものとする。

M. 商業省担当者

第２６２条
１　商業省企業管理官は、本法律に基づき、会社に対して、文書に記載された内容が正確性又は真実性を証明する文書の送付を求めることができる。
２　商業省企業管理官は、必要な場合、会社に対して、登録情報又は年次の申告情報の更新を求めることができる。企業管理官は、更新された情報又は文書を確認するために、会社の本部における現地調査を行うこと、及び、会社に対して、更新情報又は文書の根拠となる追加の情報又は文書の提供を求めることができる。
３　会社に対して登録情報又は年次の申告情報の更新を求める手続き及び情報又は文書の確認のための現地調査の手続きは、商業省令でこれを定める。

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第四章
国内支店及び外国企業
一般条項

第２７０条

１　本法に基づいて設立されたパートナーシップ又は会社は、１つ以上の国内支店を設置することができる。支店を設置した法人を「親会社」という。

２　国内支店は親会社の代理機関であり、親会社と別個の法人格を有しない。

３　国内支店は、親会社の事業目的に記載された活動のみ行うことができる。

４　国内支店の資産は、親会社の資産であるものとする。親会社は国内支店の活動及び義務について責任を有する。

５　国内支店は、親会社によって選解任される１名以上の支店長によって管理される。

６　国内支店名には、親会社名が使われなければならならず、国内支店名の上部又は前部に「国内支店」という文言が含まれなければならない。

７　国内支店は、親会社の決定によって解散することができ、この場合、親会社は商業省に対して商業登記から抹消する旨の申請書を提出しなければならない。

第２７１条

１　外国企業とは、他国の法律に基づいて設立され、カンボジア王国内に事業の拠点を持つ企業をいう。

２　外国企業は、次に掲げる形態によって、カンボジア王国に事業の拠点を持つことができる。

⑷　商務代表事務所又は商務連絡事務所

⑸　支店

⑹　子会社

３　商務代表事務所及び支店は親会社の代理機関であり、親会社と別個の法人格を有しない。

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所が弁護士法人 One Asia（https://oneasia.legal/）に作成委託し、2022 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・プノンペン事務所
E-mail：CPH@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載